

内 容

1. 国の環境政策の動向	1
1. 生物多様性対策:生態環境部などが「重点流域水生生物多様性保護プログラム」を公表	1
2. 廃棄物対策:生態環境部などが「輸入廃棄物管理目録」の調整に関する公告」を公表	1
3. 大気汚染対策技術:生態環境部が「先進大気汚染防止技術の推薦に関する通達」を公告	2
4. 環境アセスメント:生態環境部が「建設事業環境アセスメント分類管理目録」の一部修正に関する決定を公表	2
2. 地方（地方政府等における）の環境情報	2
1. 生活廃棄物対策:浙江省政府が「浙江省都市部生活廃棄物分類管理弁法」の実施を開始 ...	2
2. 法律改正:北京市人民代表大会常務委員会が「北京市大気汚染防止条例」を含む地方法規 7 件の改正決定を公表	3
3. 省エネ汚染排出削減:内モンゴル自治区政府が「内モンゴル自治区省エネ汚染排出削減十三五計画」を公表	4
4. 温室効果ガス対策:チベット自治区政府が「チベット自治区十三五温室効果ガス排出抑制計画」を公表	4

1. 国の環境政策の動向

1. 生物多様性対策:生態環境部などが「重点流域水生生物多様性保護プログラム」を公表

4月3日、生態環境部は「重点流域水生生物多様性保護プログラム」を公表した。当該プログラムは2020年までの主要取り組み目標として、水生生物多様性観測評価システム、生息域保護システム、水域用途管理システム、及び法律実施体制を構築し、重点流域における水生生物の多様性の低下速度を減少に転じさせるよう努めることを掲げている。主要目標の詳細は以下のとおり。これらにより、2030年までに、水生生物多様性保護政策の為の法律体系を完備するとともに、生物資源の持続可能な利用メカニズムを形成し、重点流域の水生生物の多様性を確実に保護するとしている。

- ✓ 重点流域における水生生物の多様性のバックグラウンド調査を実施する。重点流域における水生生物の多様性観測、評価、早期警告システムを構築する。重点保護対象に対して有効なモニタリングを実施する。
- ✓ 既存の保護区の保護ニーズと効果、及び標準化された管理手法の科学的評価を実施し、これに基づいて、自然保護区と水生生物資源保護区の設定、促進、調整、見直しを行う。管理と保護能力を向上させ、重要な絶滅のおそれのある水生生物種を有効に保護する。
- ✓ 希少で絶滅のおそれのある水生生物種と、重要な水生生物資源の生息域保護施設を建設する。
- ✓ 重要な河、湖において占用される生態用水を段階的に減少し、総合的な流域管理を強化する。

出所:生態環境部

2. 廃棄物対策:生態環境部などが「輸入廃棄物管理目録」の調整に関する公告」を公表

4月3日、生態環境部、商務部、国家発展改革委員会、関税総局は「輸入廃棄物管理目録」の調整に関する公告」を公表した。当該公告によると、「中国固体廃棄物による環境汚染防止法」、「固体廃棄物輸

入管理弁法」及び関連法令に従って、「輸入制限類の使用可能原料固体廃物目録」、「非輸入制限類の使用可能原料固体廃物目録」、「輸入禁止固体廃物目録」についての改定が行われた。詳細は以下のとおり。

- ✓ 廃五金類(金・銀・銅・鉄・錫)、廃船、廃自動車圧縮品、廃製錬屑、工業等の製造工程を発生源とする廃プラスチックなど 16 種類の固体廃棄物は「輸入制限類の使用可能原料固体廃物目録」から「輸入禁止固体廃物目録」に移される。この改定は 2018 年 12 月 31 日から施行される。
- ✓ 廃ステンレス屑、廃チタン屑、廃木材屑など 16 種類の固体廃棄物は、「輸入制限類の使用可能原料固体廃物目録」、「非輸入制限類の使用可能原料固体廃物目録」から「輸入禁止固体廃物目録」に移される。この改定は 2019 年 12 月 31 日から施行される。

出所:生態環境部

3. 大気汚染対策技術:生態環境部が「先進大気汚染防止技術の推薦に関する通達」を公告

4 月 13 日、生態環境部が「先進大気汚染防止対策技術の推薦に関する通達」を公告した。当該通達によると、生態環境部が「国家先進汚染防止技術カタログ(大気汚染防止分野)」を編集するために、各省、自治区、直轄市の環境保護庁(局)、各直接所属機構、各国家環境保護技術センター、全国産業協会及び関連機関に、以下の分野における先進大気汚染防止技術の推薦を募集している(2018 年 5 月 25 日応募締切)。

- ✓ 非電力産業(鉄鋼、コークス、セメント、ガラス、セラミックス、非鉄金属精錬など)の工業排ガス浄化、多種汚染物質の同時削減技術(コベネフィット対策技術)
- ✓ 揮発性有機化合物(VOC)対策重点産業(石油化学、化学工業、塗装、製薬、包装・印刷、自動車製造、電子、家具製造など)の VOC 対策技術
- ✓ 石炭火力発電設備、工業用ボイラー排ガスへの多種汚染物質の同時削減技術(コベネフィット対策技術)、燃油・ガス燃焼工業ボイラーの汚染対策技術
- ✓ ディーゼル自動車・船舶の排ガス対策
- ✓ 生活ゴミ、有害廃棄物などの焼却排ガス浄化技術
- ✓ 非点源からの煤塵、粉塵対策技術
- ✓ 悪臭防止技術

出所:生態環境部

4. 環境アセスメント:生態環境部が「建設事業環境アセスメント分類管理目録」の一部修正に関する決定を公表

4 月 28 日、生態環境部は「建設事業環境アセスメント分類管理目録」の一部修正に関する決定を公表した。当該決定によると、「建設事業環境アセスメント分類管理目録」(環境保護部令第 44 号)の 50 産業分野 192 業種の内、11 産業分野 35 業種について、環境アセスメント分類(報告書、報告表、登記表)に当たる条件(事業種別、規模、内容、立地場所等)及びそれぞれの環境敏感区の定義が変更された。

出所:生態環境部

(注)事業者は、環境保護法及び環境影響評価法の定めにより、

- (1) 重大な環境影響をもたらすおそれのある事業については、「環境影響報告書」を編成し、生ずる環境影響について全面評価を
- (2) 軽度な環境影響をもたらすおそれのある事業については、「環境影響報告表」を編成し、生ずる環境影響について分析又は専門項目評価を
- (3) 環境影響が極めて小さく、環境影響評価をする必要のない場合には、「環境影響登記表」に記入し報告を

しなければならないが、今回の変更は概ね、厳密な評価の必要性を緩和する方向で規模条件等が見直されている。

2. 地方(地方政府等における)の環境情報

1. 生活廃棄物対策:浙江省政府が「浙江省都市部生活廃棄物分類管理弁法」の実施を開始

4 月 1 日、浙江省政府は、「浙江省都市部生活廃棄物分類管理弁法」の実施を開始した。当該弁法によると、都市部生活廃棄物とは、日常生活あるいは日常生活にサービスを提供する活動から発

生ずる固体廃棄物、及び法律、行政法規において生活廃棄物と規定される固体廃棄物をいう。生活廃棄物のうち、有害廃棄物、食品廃棄物及びリサイクル物質（資源ごみ）など、別の管理規定の対象とされている場合は、その規定に従う。

(1) 当該弁法では、生活廃棄物に対して以下のような分類管理を求めている。

- ✓ 有害廃棄物：廃棄電池、廃棄蛍光灯、廃棄体温計、廃棄血圧計、廃棄医薬品及びその包装、廃棄塗料・溶剤及びその包装、廃棄殺虫剤・消毒剤及びその包装、廃棄フィルム及び廃棄写真紙等。
- ✓ 食品廃棄物：家庭台所、飲食店から発生した生ゴミ、青果市場から発生した野菜・果物の生ゴミ、腐った肉、砕けた骨、玉子の殻、動物の内臓など。
- ✓ リサイクル物質（資源ごみ）：廃紙、廃プラスチック、廃金属、廃包装物、廃繊維物、廃棄家電・電子製品、廃棄ガラス、廃紙・プラスチック・アルミの複合包装など。
- ✓ その他の生活ごみ：有害廃棄物、食品廃棄物、リサイクル物質を除く生活廃棄物。

(2) 生活廃棄物の収集容器の設置に関する規定は以下のとおり。

- ✓ 住宅地：有害廃棄物、食品廃棄物、リサイクル物質（資源ごみ）、その他の生活ごみについて、特定の収集容器を設置する。
- ✓ 飲食業集中地域、市場：食品廃棄物、その他の生活廃棄物について、特定の収集容器を設置する。
- ✓ 公共場所、商業ビル、都市道路：リサイクル物質（資源ごみ）、その他の生活廃棄物について、特定の収集容器を設置する。

(3) 分別収集された廃棄物の処理方法に関する規定は以下のとおり。

- ✓ 有害廃棄物：有害廃棄物処理許可を有する事業者によって無害化処理を行う。
- ✓ 食品廃棄物：生物・化学処理、コンポスト等の方法によって資源化利用及び無害化処理を行う。
- ✓ リサイクル物質（資源ごみ）：資源化、再利用する方法で処理する。再利用できない物質については、焼却などの方法で無害化処理を行う。
- ✓ その他の廃棄物：焼却などの方法で無害化処理を行う。

(4) 本弁法に違反した行為に対する罰則規定は以下のとおり。

- ✓ 事業者あるいは個人が、生活廃棄物の分類管理を実施しない場合、環境衛生行政主管部门から改善を命じられる。改善を拒否した場合、個人については 200 元以下の罰金、事業者については 500 元-5,000 元の罰金が課される。
- ✓ 生活廃棄物分類管理の管理責任者が、生活廃棄物の分類管理責任を履行しない場合、環境衛生行政主管部门から改善命令、並びに 500 元-5,000 元の罰金を課することができる。深刻な状況の場合、5,000 元-30,000 元の罰金を課することが可能。
- ✓ 運搬事業者が生活廃棄物を分別せずに収集、運搬する場合、環境衛生行政主管部门から改善命令、並びに 5,000 元-30,000 元の罰金が課される。深刻な状況の場合、30,000 元-100,000 元の罰金が課される。
- ✓ 他の省に渡って生活ゴミを保存、処置、利用を行う場合、廃棄物処置責任を有する事業者が、処理を他人に委託する際に契約を締結せず、あるいは最終的な保管、処置、利用の状況を確認しない場合、環境衛生行政主管部门から改善命令、並びに 20,000 元-100,000 元の罰金が課される。
- ✓ 環境衛生行政主管部门が、本弁法に規定された行政罰則を実施した場合、「浙江省公共信用信息管理條例」の規定に従って、行政罰則情報を不良情報として関係個人、事業者の信用ファイルに記録する。

出所：浙江省政府

2. 法律改正:北京市人民代表大会常務委員会が「北京市大気汚染防止条例」を含む地方法規 7 件の改正決定を公表

3月30日、北京市人民代表大会常務委員会は、「北京市大気汚染防止条例」、「北京市水汚染防止条例」、「北京市の「中華人民共和国水害防止法」実施弁法」、「北京市水資源保護管理條例」、「北京市の「中華人民共和国種苗法」実施弁法」、「北京市の「中華人民共和国野生動物保護法」実施弁法」、「北京市森林資源保護管理條例」の 7 件の地方法規の改正決定を公表した。改正法規は公布と同日に

施行となる。「北京市大気汚染防止条例」には49箇所、「北京市水汚染防止条例」には15箇所に改正が加えられており、改正前と比較して、大気汚染や水質汚染の違法行為への罰則(罰金の金額など)が厳しくなる方向性を示している。

出所：北京市人民代表大会常務委員会

3. 省エネ汚染排出削減:内モンゴル自治区政府が「内モンゴル自治区省エネ汚染排出削減十三五計画」を公表

3月23日、内モンゴル自治区政府が「内モンゴル自治区省エネ汚染排出削減十三五計画」を公表した。当該十三五計画(第13次五カ年計画)によると、内モンゴル自治区の取組目標として、2020年までに全区GDP当たりエネルギー消費量を2015年比で14%削減し、計画期間(2016年-2020年)のエネルギー消費の増加量を3,750万トン(標準石炭換算)以内に抑え、年平均エネルギー消費量の増加率を3.5%以下に、エネルギー消費総量を2.25億トン(標準石炭換算)以内に抑える。全区におけるCOD排出量を77.63万トン以内に抑え、アンモニア性窒素排出量を4.37万トン以内に、SO₂排出量を109.56万トン以内に、NO_x排出量を101.4万トン以内に抑え、それぞれ2015年比で7.1%、7%、11%、11%減少させる。

出所：内モンゴル自治区政府

4. 温室効果ガス対策:チベット自治区政府が「チベット自治区十三五温室効果ガス排出抑制計画」を公表

4月13日、チベット自治区政府が「チベット自治区十三五温室効果ガス排出抑制計画」を公表した。当該十三五計画(第13次五カ年計画)によると、エネルギー・産業構造を更に最適化し、2020年までに自治区のGDP当たりCO₂排出量を2015年比で12%削減することを目標とする。工業、農牧業、都市建設、交通輸送など重点分野の炭素排出総量を有効に規制する。主要な水力、風力、バイオマスエネルギーの利用プロジェクトの実施を加速し、地熱エネルギー、太陽エネルギーの利用を順次推進する。クリーンで低炭素、安全、効率的で持続可能な現代的エネルギーシステムを構築する。炭素吸収源となる森林、農地、草地、湿地を増やし、炭素吸収能力を増加させる。国の炭素排出権取引市場との円滑な連結を行い、炭素排出権取引システムを改善する。セミゼロ炭素排出モデルプロジェクトを積極的に推進し、初期段階の成果を獲得する。温室効果ガス排出の基礎統計、計算報告、評価審査システムを徐々に確立する。市、県政府の気候変動対応の職責及び重要な排出企業の温室効果ガス排出抑制の責任を継続的に強化する。汚染排出削減と炭素排出削減のコベネフィットをさらに強化し、公衆の低炭素意識を顕著に向上させる。

出所：チベット自治区政府